

函館市日乃出清掃工場の整備および 管理運営事業

募集要項等に対する第2回質問への回答

令和3年3月19日
函 館 市

■募集要項に対する質問への回答

質問はありませんでした。

■要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	1-2	第1章	第1節	5. 2)	全体計画	第1回質問への回答(No.1)「工事期間中に既設焼却炉が稼働するために必要となる工事は、本工事の現場着手までに貴市の負担にて完了している」について、プラント関連工事に限らず、既設焼却炉が稼働するために必要な建築設備（消防設備等）の配線、配管も着工前に完了しているものと考えてよいか。	工事期間中に既設焼却炉が稼働するために必要となる工事については、市の負担を基本とし、詳細は受注後の設計協議によるものとします。
2	1-2	第1章	第1節	5. 6)	全体計画	周辺調査の内容は、 ①敷地境界及び地盤沈下量などを判断するための測量 ②近隣への電波障害調査のみと考えてよいか。 また、その他具体的な項目があれば提示してください。	基本的にはご質問の内容程度と想定していますが、本工事による影響を判断するために必要な周辺の状況写真等が必要になるものと考えます。
3	1-2	第1章	第1節	5. 10)	全体計画	「各機器は、原則としてすべて建屋内に収納し、～」について、現在建屋外に設置されている機器（砂ろ過器等）は、機能および維持管理上の支障がなく、巡視点検がスムーズに行えるように更新し、引き続き建屋外に設置することも認めて頂けないか。	基本的に可としますが、詳細は受注後の設計協議によるものとします。
4	1-3	第1章	第1節	6. 3) (3)	ガス	「プロパンガス（都市ガス供給エリア内）」について、都市ガスの使用を提案することは可能か。 なお、都市ガスは耐震性の高い中圧導管を使用し、過去の大地震発生時に中圧供給を停止した実績がないことをガス事業者を確認しています。 また、都市ガスを使用する場合、敷地内への引込みに係る負担金は、貴市の所掌と考えてよいか。	要求水準書を満足することを条件に提案は可とします。また、引込みに係る負担金は事業者の所掌とします。
5	1-5	第1章	第2節	1. 2) (2)	ごみの組成	第1回質問への回答(No.8)「要求水準書記載のごみの組成には②(破碎処理可燃性残さ)および③(持出ごみ)は考慮していない」について、②, ③を含む本施設へ搬入されるごみの組成は、「(2)ごみの組成」に示される範囲に含まれるものとの理解でよいか。	搬入量調整等により、要求水準書に示すごみの組成から大きく外れることはないものと想定しています。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
6	1-6	第1章	第1節	6.2) (6)	排水処理 方 式	灰汚水およびプラント排水「可能なものは再利用のうえ、～」について、事業者において共通休炉期間の短縮や既存建屋への新たな水槽の設置等を検討したうえで、既存排水処理システムを踏襲し、灰汚水およびプラント排水の処理水を再利用しないシステムを提案することは可能か。	要求水準書に示すとおり、プラント排水は処理後、可能なものは再利用のうえ、余剰排水を希釈放流としており、再利用の可能性を検討したうえで提案は可とします。
7	1-6	第1章	第2節	6.2) (6)	排水処理 方 式	灰汚水およびプラント排水「余剰排水は下水処理水で希釈後、下水放流」について、プラント排水の下水放流先となる希釈槽からの下水放流管サイズを提示してください。	関連資料を現地確認期間に閲覧可能とします。
8	1-7	第1章	第2節	6.2) (8)	余熱利用 方 式	工事工程作成のため、別途工事で行われる自営線整備工事および日乃出いこの家の改修工事時期を提示してください。 また、外部への蒸気、温水供給は、本施設の更新工事の進捗に合わせて供給が可能となった時点から順次開始すると考えてよいか。 工事工程の作成、工事費用算出のため、供給先の都合により電気、蒸気および温水の供給開始時期に制約がある場合は提示してください。	前段について、自営線整備工事は2号炉の完成に合わせて工事を行う予定ですが、日乃出いこの家の改修工事時期は未定です。 後段は基本的にお見込みのとおりです。 なお、既設の温水供給については、可能な限り維持することとし、詳細は受注後の設計協議によるものとします。
9	1-12	第1章	第2節	10.2)	作業環境	二硫化炭素・硫化水素等の暴露防止、飛灰処理剤の取扱い上の注意事項などについて、これらに関連する設備更新が工事範囲に含まれる場合にのみ、本仕様に準拠した対策を行うとの理解でよいか。	基本的にお見込みのとおりですが、有機ガス用防毒マスク等の有効な呼吸用保護具を完備する等の対策を講じるものとします。
10	1-15	第1章	第5節	1.1)	施設を稼働 しながらの 更新工事	受入供給設備の改修や更新工事を主に共通休炉期間中に実施する場合、短期間での施工を確実なものとすることや、安全管理の観点から、共通休炉期間中におけるごみの搬入は実施しないものと考えてよいか。	共通休炉期間中もごみピットにはごみを搬入・貯留する計画です。 搬入を止めなければ施工できないものへの対応については、受注後の設計協議によるものとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
11	1-15	第1章	第5節	1.1) (1)	工事の 施工方法	<p>施工スペース確保のために敷地南側計量機を解体する場合、南側計量機を復旧するまでの期間、南側計量棟で受付・計量を行っていた許可業者・一般持込みの対応について、ごみの搬入動線の安全性確保を前提に、許可業者については車両重量を登録して直営車用計量機による1回計量とし、一般持込みの対応について、プラットホーム内に仮設計量機を設置し、仮設計量機での計量データを既存計量システムと連携させることを提案することは可能か。</p> <p>また、現在、灰およびばいじん搬出車両は搬出時に南側計量棟出口計量機で計量していると考え、南側計量機を解体・復旧するまでの期間、灰クレーン・ばいじんクレーンの掴み量などで搬出車両への積み込み量を確認できる場合には、退出時の計量を省略することは可能か。</p>	<p>前段について、安全性の確保および処理手数料の徴収に係る法令への適合を前提として提案は可とします。</p> <p>なお、南側計量機を解体する場合の計量手法は、受注後の設計協議によるものとします。</p> <p>後段については、過積載防止の観点から、重量把握が必要と考えています。</p> <p>この前提を満足できる場合には提案は可としますが、詳細は受注後の設計協議によるものとします。</p>
12	1-16	第1章	第5節	1.1)	清掃工場敷地	<p>解体撤去予定建物「し尿脱水ケーキホッパー室」について、本建屋を解体する場合は、し尿脱水ケーキホッパー室上部外壁に設置されている高圧受電PAS(気中負荷開閉器)の移設が必要になるが、付近に構内第1柱を新設できる適切な場所は見受けられないことから、建屋およびPASを残置させて頂けないか。</p>	<p>し尿処理施設の受電は、本工事において本工場からの送電に切り替えるものであるため、適切な時期に施工することで、PAS移設の必要はありません。</p>
13	1-21	第1章	第5節	7.3)	復旧	<p>「工事による影響が想定される範囲の家屋等については、万一の苦情に備えて工事着工前および完了後の調査を行い」について、家屋調査範囲を図示したものを提示してください。</p>	<p>要求水準書に示すとおり、工事による影響が想定される範囲とします。</p>
14	2-2	第2章	第1節	5.6)	地震対策	<p>「プラント機器の水平荷重は、建築構造が負担しないものとする。」について、建築床、梁に機器を設置した場合、建築構造部材が水平荷重を負担することとなるが、本記載は、建築構造部材とプラント架構について、建築構造部材とプラント架台を上層階で取り合いを行う場合に、プラント荷重の鉛直荷重のみを受け、水平力を建築構造に負担させないような構造(接合部にクリアランスを確保など)のことであると考えるよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
15	2-2	第2章	第1節	5. 15)	地震対策	災害時業務に対する情報・通信・設備とは具体的にどのようなものを想定しているか。 また、想定がない場合は事業者提案によるものと考えてよいか。	提案は可としますが、詳細は受注後の設計協議によるものとします。
16	2-2	第2章	第1節	5. 16)	地震対策	「1週間程度の運転が継続できるよう、災害時の取水方法を検討すること。」とあるが、1-3頁3) ユーティリティ条件の用水は「上水」および「下水処理水」とあり、井水など本施設で独自に取水できるものはない。 また、2-42頁「第9節 給水設備 3. 水槽等仕様」には「災害等による断水時にも3日程度の運転可能な貯水量を確保すること」とある。 災害時の対策は、第9節給水設備に記載されている水槽容量を災害等による断水時にも3日程度の運転可能な貯水量とするとともに、上水を耐震管となっている国道278号の本管(φ200)から耐震管を敷設して引き込むとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。
17	2-5	第2章	第2節	2.	ごみ投入扉	「ごみ投入扉は既設流用とする。本工事では駆動部(油圧シリンダおよび油圧装置)の更新、扉および枠の補修、再塗装を行うこと。油圧配管は既設流用を基本とし、必要な補修を行うこと。」について、通常、本機器を補修、更新する場合には、ごみピット側とプラットホーム側の双方からの作業を必要とするが、共通休炉期間が限定されていることに加え、ピット内にごみが残置されている状況であることから、ここに記載されている本機器の補修作業はプラットホーム側から施工可能な範囲の扉・枠の補修、再塗装および駆動部の更新であると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
18	2-11	第2章	第3節	3.	助燃装置 および 再燃装置	燃料「A重油あるいは灯油(軽油)」について、都市ガスの使用を提案することは可能か。	要求水準書を満足することを条件に提案は可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
19	2-18	第2章	第4節	6.	ボイラ用薬液注入装置	ボイラ用薬液注入装置は、性能および維持管理に支障がないことを前提に、清缶剤注入装置、脱酸剤注入装置およびボイラ保缶剤注入装置等をユニット化することは可能か。 また、薬液注入装置は、採用した薬液に必要な注入装置を設置するとの理解でよいか。(1液タイプの場合、1液分の薬注装置を設置)	前後段いずれについても、性能および維持管理に支障がないことを前提に可とします。
20	2-28	第2章	第6節	2.	熱および温水供給設備	「本施設の敷地境界」について、日乃出清掃工場敷地とし尿処理施設敷地の境界と考えてよいか。	お見込みのとおりです。
21	2-28	第2章	第6節	2. 2-1 1)	供給熱量	設備容量決定のため、想定される供給熱量の時間あたりの最大値・平均値・最小値を提示してください。	関連資料を現地確認期間に閲覧可能とします。
22	2-28	第2章	第6節	2. 2-1 1)	その他	「戻り蒸気配管（ドレン回収）」について、戻りの蒸気は復水された状態であるとの理解でよいか。 また、戻り蒸気の取合点における圧力を提示してください。	本事業の事業者決定後、供給先にて蒸気（熱利用全般）についての設計委託を発注予定であり、詳細の決定は今後となります。 前段については、戻りの蒸気を復水しない方向です。 後段については、未定です。
23	2-28	第2章	第6節	2. 2-2 3)	供給熱量	設備容量決定のため、想定される供給熱量の時間あたりの最大値・平均値・最小値を提示してください。	関連資料を現地確認期間に閲覧可能とします。
24	2-29	第2章	第6節	2. 2-3 3)	供給熱量	設備容量決定のため、想定される供給熱量の時間あたりの最大値・平均値・最小値を提示してください。	関連資料を現地確認期間に閲覧可能とします。
25	2-41	第2章	第9節	1. 18)	一般事項	「壁等の貫通配管はスリーブを設けて配管する。」について、施工性の観点から、配管貫通部に壁開口を設けて、配管敷設後、開口部を閉止する施工方法も認めて頂けないか。	基本的に要求水準書に示すとおりとしますが、施工上の必要性などを鑑みて必要最低限のものについては、開口部に必要な閉止措置を講じることなどを条件に、協議により認めるものとします。
26	2-43	第2章	第9節	4. 1) (1)	ポンプ類	「流量、圧力を中央制御室で監視し、記録できるようにすること」について、対象とするポンプは、ポンプの重要度や稼働頻度、焼却炉の安定的な操業の観点から、事業者で選定するものと考えてよいか。	基本的に可としますが、詳細は受注後の設計協議によるものとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
27	2-46	第2章	第10節	2. 2-1	水槽類	排水基準値の遵守を前提に、共通休炉期間の短縮を目的として、排水処理システムは、既存の排水処理システムを踏襲し、既存水槽を流用してもよいか。 また、既存の排水処理システムを踏襲する場合、1)～6)の水槽は、既存排水処理システムでは使用しないことから、非設置としてもよいか。	要求水準書に示すとおり、タンク・槽類で必要な機能・容量等を満たすものについては、既設流用・転用を可としています。 排水基準を満たしたうえで、不要となる水槽は非設置とすることを認めるものとします。
28	2-56	第2章	第11節	9.	自 営 線 整備工事	供給先B,C「自家発電設備あり」について、本工事更新工事で設置する蒸気タービン発電機との並列運転は考慮不要と考えてもよいか。	自営線送電中は、各供給先の自家発電設備は連系させない計画です。
29	2-73	第2章	第13節	8. 8-5	環境保全 モニタリング 装置	「市からのお知らせも同時に表示が可能なものとする。」について、想定される仕様を提示してください。	定型的な測定値の表示と併せて、1, 2行程度の任意のメッセージを表示できることを想定しています。
30	2-75	第2章	第14節	1. 1-1 8)	工事範囲	「し尿汚泥搬送装置室およびし尿脱水ケーキホッパー室解体撤去工事」について、内容物の残置があった場合は貴市所掌で処分を行うものと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
31	2-75	第2章	第14節	1. 1-2 3) 4)	仮設計画	「監督員（7名程度）および工事監理者（5名程度）の現場事務所」、「30名程度が収容可能な会議室」について、敷地内に施工エリア以外の十分なスペースがないことから、仮設事務所棟（ハウス）としての確保が困難であるため、貴市職員が退去後の管理棟居室部をこれらのスペースとして利用する計画としてよいか。	要求水準書に示すとおり、管理棟1～4階の市職員退去後の一時利用は可としますが、現場事務所は敷地外において事業者の責任により確保することを基本としており、敷地内への確保を求めています。
32	2-80	第2章	第14節	3. 3-12	管理棟など 職員および 見学者関係 諸室	管理棟/市職員用諸室は既存建屋流用部となることから、設置できる居室面積に制約があり、特に既存の作業員詰所に機能のある更衣室は、管理棟部分に部屋を確保することができず、機能を考慮しても別棟配置としたいことから、管理棟諸室の配置計画は、事業者と協議のうえ決定するものと考えてよいか。	要求水準書に示すとおり、市職員用諸室は現状の配置を原則とし、市と十分に協議し、決定します。
33	2-83	第2章	第14節	4. 4-2-1 1)	鉄筋コンクリート 部分	「管理棟南側、東側外壁は、外断熱工法の採用」について、外断熱工法と内断熱工法の取り合い部分が、熱橋を考慮すると複雑になるので、断熱性能向上のため、全て内断熱工法として提案することは可能か。	要求水準書に示すとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
34	2-99	第2章	第14節	5.5-2 10)	電話設備	敷地への既存電話引込位置を提示してください。	本敷地東側（現作業棟付近）から架空配線により引込しています。
35	2-99	第2章	第14節	5.5-2 11)	イントラネット設備	<p>「環境部庁舎LANおよび統合行政ネットワーク（LGWAN）のイントラネットに対応できるネットワーク構築に関わる機器、配管、配線を行うこと。」について、下記を提示してください。</p> <p>①機器、配線は一般的なLAN設備（HUB+UTPケーブル）の想定でよいか。</p> <p>また、特筆すべき機器・内容があれば資料を提示してください。</p> <p>②建物内の一般LAN設備とは別に、環境部庁舎LANと、統合行政ネットワーク専用系統のLAN設備を想定との理解でよいか。</p> <p>③環境部庁舎LAN，統合行政ネットワークLANの設置部屋を提示してください。</p>	<p>①お見込みのとおりです。特筆事項として、配線ルートに予備管を確保するなど、将来の増強・変更に配慮するものとします。</p> <p>②要求水準書に示すとおり、環境部庁舎LANおよび統合行政ネットワーク（LGWAN）を要求しています。</p> <p>③環境部庁舎LANは、通常必要とされる部屋（事務室・会議室・保健室・控室・展示室等）を想定しています。</p> <p>また、LGWANについては、事務室・会議室等を想定していますが、いずれについても、詳細は受注後の設計協議によるものとします。</p>

■要求水準書（管理運営編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	2-1	第2章		2. 2)	有資格者の配置	「事業者は、電気主任技術者および～に基づき選任されるものとする」について、運営開始後、工事開始前に既設の運転維持管理のみを行う期間がある場合、現在の既設運転維持管理と同様、電気主任技術者の選任については、第三種電気主任技術者を配置を行うことと考えてよいか。	法令に則った必要な技術者を配置するものとします。 なお、電気主任技術者については、関係官庁の指導により、新設する電気工作物に係る工事計画作成段階からの参画を求められます。
2	5-1	第5章		1.	維持管理業務	「本事業の建設工事において更新・補修を行っていない設備（既設流用）の点検・補修については、日常的な点検・法定点検を除き、市の所掌とする。」について、費用積算のため、現在、既設炉について市で実施している法定点検・検査の項目と実施月、およびそれに係る費用を提示してください。	関連資料を現地確認期間に閲覧可能とします。
3	5-1	第5章		1.	維持管理業務	「本事業の建設工事において更新・補修を行っていない設備（既設流用）の点検・補修については、日常的な点検・法定点検を除き、市の所掌とする。」について、ここでいう法定点検とは、検査を受験するための手数料と理解し、法定検査に必要な機器の整備（開放点検、消耗品等の交換、清掃等）は、貴市の所掌と理解してよいか。 なお、日常的な点検の範囲としての清掃や油脂類、汎用のボルト・ナット等の調達・交換等は、事業者で行うことを前提と考えている。	日常・法定点検は事業者所掌、補修は市の所掌とし、詳細は受注後の設計協議によるものとします。
4	5-1	第5章		1.	維持管理業務	既設炉の点検計画の参考とするため、現在、貴市にて行っている日常点検・定期点検等の点検項目および機器リストを提示してください。	関連資料を現地確認期間に閲覧可能とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
5	5-1	第5章		3. 2)	点検・検査計画の作成	第5章1に「本事業の建設工事において更新・補修を行っていない設備（既設流用）の点検・補修については、日常的な点検・法定点検を除き、市の所掌とする。」と記載があるが、要求水準書（設計・建設編）に更新・補修の範囲が記載されている設備（例：ごみ投入扉）について、要求水準書で記載されている補修範囲以外の部分の運営期間中における点検・補修は、貴市で実施するとの理解でよいか。	要求水準書に示すとおり、補修は市の所掌ですが、点検は事業者の所掌です。
6	5-1	第5章		3. 4)	点検・検査計画の作成	「事業者は、機器別の管理方法を明記した機器別管理基準を作成し～管理すること。」とあるが、既設炉の点検計画の参考に、現在の機器別の管理方法および機器別管理基準の内容を提示してください。	関連資料を現地確認期間に閲覧可能とします。
7	5-6	第5章		12. 3)	備品（機器の予備品および消耗品以外）・什器・物品・用役の管理	第1回質問への回答(No.20)「本工場電気設備から送電する隣接し尿処理施設の電力使用料および契約電力料金は、別途精算しない(事業者負担)」について、実際の電力使用量と計画値に乖離が生じた場合の精算方法を提示してください。	実際の電力使用量と計画値（50kW）に乖離が生じた場合は、その乖離分について市および事業者は相互に精算を求めることができるものとします。
8	9-1	第9章		1. 4)	売電の事務手続き	「売電は、～発注者との協議により決定するが、随時対応できるようにすること。」について、「発注者」とは、貴市を指すとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。
9	10-1	第10章		2. 4)	近隣公共施設への自営線による電力供給	「自営線の管理区分は、自営線敷設工事（別途工事）の施工範囲まで」について、電気設備管理区分の関係から、供給元となる電気設備から需要施設側の開閉器1次までの電線の管理との理解でよいか。	別途自営線整備工事で開閉器を設置した場合、その管理は原則事業者の所掌とし、責任分界点は供給先（既設または供給先が自主的に設置した）開閉器の一次側までとします。詳細は受注後の設計協議によるものとします。

■優先交渉権者選定基準に対する質問への回答

質問はありませんでした。

■様式集に対する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	様式第11-1号				施設整備費 (請負代金相当分) 内 訳 書	「※設計業務にかかる対価も令和4年度以降の出来形に含めて支払う。」について、実施設計完了による成果物を出来形として実施設計完了年度に設計費として請求することは可能か。	不可とします。
2	様式第14-5号				委託料 固定料金 内 訳 書	既設と新設1炉ごとに固定料金を提案する様式となっているが、1・2号炉同時更新を提案する場合、工事状況に応じた固定料金を提案するために様式を変更してもよいか。 (例：既設1・2・3号炉稼働時の固定料金，既設3号炉のみ稼働時の固定料金，新設1・2・3号炉稼働時の固定料金 等) また，それに合わせて様式第15-1号も変更してよいか。	お見込みのとおりです。
3	様式第14-6号				委託料 変動料金 内 訳 書	既設と新設1炉ごとに変動料金を提案する様式となっているが、1・2号炉同時更新を提案する場合、工事状況に応じた変動料金を提案するために様式を変更してもよいか。 (例：既設1・2・3号炉稼働時の変動料金，既設3号炉のみ稼働時の変動料金，新設1・2・3号炉稼働時の変動料金 等) また，それに合わせて様式第15-1号も変更してよいか。	お見込みのとおりです。 ただし，新設炉の試運転期間以外において，新設炉と既設炉を併用稼働する期間を計画する場合は，当該期間における新設炉と既設炉の搬入量は「搬入廃棄物の将来推計値」の各50%として提案価格を算定してください。

■基本協定書（案）に対する質問への回答

質問はありませんでした。

■基本仮契約書（案）に対する質問への回答

質問はありませんでした。

■建設請負仮契約書（案）に対する質問への回答

質問はありませんでした。

■管理運営委託仮契約書（案）に対する質問への回答

質問はありませんでした。